

利用価値の高い「助成金」のご紹介

対象	名称	助成額(率)の目安	主な要件・内容
定 年	高齢者雇用安定助成金	対象経費× 2/3 または 20万円×60 歳以上の人数 のどちらか少 ない方(上限 1000万円)	新たな事業分野への進出等による高齢者の職場または職務の創出をする場合
			機械設備、作業方法または作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高齢者の就労の機会の拡大をする場合
			高齢者の就労の機会を拡大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しまたは導入をする場合
			就業規則等により、70歳以上への定年の引き上げ、または70歳以上までの継続雇用制度等を実施した場合 (雇用保険に1年以上加入している60歳以上の従業員がいること)
雇入れ 関係	特定求職者雇用開発助成金	40万円～ 障害者の場合 最大240万円	「高齢者」・「障害者」・「母子家庭の母」・「被災離職者」等の就職困難者を雇い入れた場合
中小企業 の為の各 種給付金	地域雇用開発助成金	50万円～800 万円(最大3 年)	特定地域(加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、明石市、三木市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、上郡町、佐用町、安富町)において施設の設置、整備に300万円以上かけ、かつ特定地域より3人以上雇い入れる場合
両立支援 関係	事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	最大2,300万 円	事業所内に保育施設を設置・運営する場合
	キャリアアップ助成金(多様な正社員コース) (旧子育て期短時間勤務支援助成金)	40万円～	子育てを支援するために、社員の労働時間を1時間以上短縮する制度を導入する場合
	中小企業両立支援助成金 (代替要員確保コース)	30万円	育児休業取得者の業務を代替する者を雇用する場合
	中小企業両立支援助成金 (育児復帰支援プランコース)	30万円	育児復帰支援プランを策定及び導入し、対象者が育児取得し、復帰した場合
	中小企業両立支援助成金 (期間雇用者継続就業支援コース)	40万円～	有期契約労働者に育児休業を取得させ、職業と家庭を両立させる研修等を行う場合
キャリア アップ	キャリアアップ助成金 (正規雇用等転換コース)	20万円～50 万円	有期契約労働者等を正規雇用等への転換、または派遣労働者を直接雇用する場合
	キャリアアップ助成金 (人材育成コース)	賃金助成(1 時間800円 /1人) 経費助成(最 大50万円/ 1人)	有期契約労働者に対して職業訓練を行う場合

	キャリアアップ助成金 (処遇改善コース)	② 3万円/1人 ② 1,5万円/1人(最大100人)	①すべての有期契約労働者等、または、②雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル等を2%以上増額改訂し、昇給させた場合
	キャリアアップ助成金 (健康管理コース)	40万円/1事業所	有期契約労働者等に対して法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合
	キャリアアップ助成金 (多様な正社員コース)	20万円～40万円	勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員への転換、直接雇用等を実施した場合
	キャリアアップ助成金 (短時間労働者の週所定労働時間延長コース)	10万円/1人(最大10人)	週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長し、社会保険を適用した場合
職場意識改善	職場意識改善助成金	補助率最大3/4 (上限100万円)	労働時間削減や年次有給休暇の取得促進など、労働時間の適正化や職場の意識改善等を行った場合
雇用環境の整備	職場定着支援助成金	制度導入(10万円～40万円)、目標達成60万円	健康、環境、農林漁業等分野の事業を営む事業所が雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入等による雇用管理改善を行い、人材の定着・確保を図る場合
雇用調整	雇用調整助成金		事業活動の縮小を余儀なくされた企業が、雇用する従業員を一時的に休業、教育訓練又は出向させることによって、雇用を維持する場合
トライアル雇用	トライアル雇用奨励金	～12万円 (母子家庭の母等の場合は～15万円)	① 就労経験のない職業に就く ② 学校卒業後3年以内で安定した職業に就いていない ③ 過去2年以内に2回以上転職を繰り返している ④ 離職している期間が1年超 ⑤ 出産のために安定した職業に1年超就いていない等の要件を満たしたものを雇用する場合 ⑥ 就職支援にあたって特別の配偶を有する者(生活保護者、母子家庭の母等)
育児・介護	育児・介護等離職者雇用助成金	正社員30万円 正社員以外のフルタイム勤務15万円	結婚、出産、介護等の理由により退職した方を、離職期間が6年未満又は離職理由が妊娠、出産、育児の場合は末子出産後2年未満にフルタイム勤務で雇用した場合
仕事と生活	仕事と生活の調和推進環境整備支援助成金	対象経費の1/2 上限200万円	女性や高齢者の職域を拡大し、就職促進を図るために、専用のトイレや更衣室、階段等の手すり照明設備、冷暖房の設置、在宅勤務のためのシステム構築、託児スペース、休憩室、談話室の整備等

「助成金」とは簡単にいうと、会社から徴収されている雇用保険料の一部が財源となって、国から支給される返済不要のお金です。助成金の種類によって審査、提出書類等異なりますが、条件に合いそうだと思うのであればぜひお問い合わせ下さい。